

5. 一般社団法人日本歯科医療管理学会理事長候補者選出規則

(目的)

第1条 本規則は定款第21条第2項及び一般社団法人日本歯科医療管理学会選挙規則に定める本会理事長候補者の選出について必要な事項を規定する。

(理事長候補者の資格)

第2条 本会の理事長候補者は、次に掲げる条件を満たす正会員とする。

- (1) 人格高潔であり、本会の発展に貢献できる者
- (2) 一般社団法人日本歯科医療管理学会の役員を経験した者

(理事長候補者の選出)

第3条 理事長候補者の選出は、次の各号の方法による。

- (1) 理事長候補者に立候補できる者は、前条に規定する資格を満たす正会員とする。
- (2) 前号に規定する正会員が理事長候補者に立候補する場合は、立候補者本人以外の正会員5名の推薦及び本人の所信を添えて、所定の届出を行う。
- (3) 理事長候補者は、総会で代議員による投票を行い、有効投票数の過半数の得票者とする。なお、立候補者が1名である場合は、総会で代議員による信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって理事長候補者とする。
- (4) 前号の代議員による投票で過半数の得票者がいない場合は、得票数上位2名を対象に、再度、代議員による投票を行い、上位の得票者を理事長候補者とする。なお、得票数が同数の場合は、抽選によって選出できる。
- (5) 第3号に規定する総会での投票により難しい場合は、理事会の決議によって、代議員による郵便投票に代えることができる。
- (6) 第2号の届出が期日までにない場合もしくは第3号の信任投票で信任が得られなかった場合については、理事会は選挙管理委員会に対し、理事長候補者の選出に関して所要の指示を行うことができる。

(選挙に関する事務)

第4条 選挙の管理及び執行に関する事務は、選挙管理委員会が行う。

(本規則の改廃)

第5条 本規則は、理事会及び総会の決議を経なければ改正又は廃止することはできない。

(附則)

1. 本規則は、平成30年7月20日に制定し、平成30年5月1日に遡って施行する。
2. 本規則は、令和3年7月16日一部改正する。
3. 本規則は、令和6年7月12日一部改正する。